

市谷議員再要望項目一覧

令和5年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1. 新型コロナ対策</p> <p>①新型コロナについて国は、5月8日から感染症法上の分類を2類から5類に引き下げるといふ、結論ありきで対応しようとしている。しかし、第8波は、コロナ陽性者の死者の6割以上を占めるなど、過去最大の死者数となっている。また、全数把握の簡略化によって、重症化リスクが低いとされ行政機関等が把握していなかったコロナ陽性者が、救急搬送されたり死亡したりする例があり、5類の季節性インフルエンザと同じと言える状況ではない。ワクチンをすり抜け、重症化することも指摘されている XBB. 1.5 等の変異株の流行も懸念されており、現時点では、新型コロナを5類に引き下げると判断できる状況ではないと考える。5類への引き下げで、どの医療機関でも診療できるようになると言うが、感染対策がとれない医療機関での受診が感染拡大を招いたり、医療費等の自己負担による受診抑制で犠牲が広がったりと、命と医療体制に相当の被害もたらされることが懸念される。現時点で、5類引き下げの判断はしないよう国に求めること。また、従来のコロな医療に対する法的位置づけ及び財政的支援は継続・充実するよう国に求めること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の法的位置付けについては、専門家による議論や地方の意見を踏まえ、このたび5類への移行が表明されたものであり、撤回を求めることは考えていない。</p> <p>財政的支援については、円滑な新制度への移行を実現するため、全国知事会の新型コロナウイルス緊急対策本部にワーキングチームを設置し、現場の実情を踏まえた課題の整理を行い、移行期の対策への反映を求めていくこととしている。</p>
<p>②事前に医療機関が同意していれば、入院患者がコロナ陽性になった場合そのまま入院して治療し、「みなしコロナ重点病院」として、コロナ対応病院並みに空床補償が出るようになっている。しかし、「みなしコロナ重点病院」の補償は要件が厳しく、コロナ患者の2倍の数までしか空床補償が出ない。一般病棟でコロナ患者を受け入れる場合、同じ病棟にコロナ以外の患者を入れるわけにはいかず、相当の空床（休止病床）が生まれる。退院してコロナ患者が減った場合でも単純に空床（休止病床）の数が減るわけではない。結果、不十分な補償の中、病院は大きな減収となっている。コロナ対応で生まれた空床（休止病床）全てを減収補填すること。また、院内でコロナが頻発しており、そのたびに空床が発生し、空床補償の請求事務が煩雑となっているため、事務を簡素化するよう国に求めること。</p>	<p>コロナ患者用の病床（即応病床）に対する休止病床の補助上限数は、いわゆる「みなし重点医療機関」が特別に厳しいわけではなく、即応病床数の2倍までが空床補償上の全般的なルールである。当該ルールは、コロナ患者及び一般患者の入院受入れの両立を図るため、令和4年1月に国が設定したものであるが、本県では、当該取扱いを前提に、各医療機関と連携して病床の効率的な運用に努めているところであり、休止病床すべてを減収補填することは考えておらず、「みなし重点医療機関」の取扱い上も同様である。なお、「みなし重点医療機関」は手続上、厚生労働省への協議が必要であるが、医療機関の事前同意は不要である。</p> <p>空床補償に関する事務手続は、国ではなく県が補助金交付要綱を策定し、実務上のルールを定めているものであるが、みなし重点医療機関にかかる事務処理についても、当該交付要綱に従い、一定期間に発生した院内感染事案をとりまとめて事後請求してもらっており、事務の簡素化に努めているところである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③他病院から、コロナの「待機期間」が過ぎた患者を受け入れた病院で、院内感染が発生している。「1週間の待機期間」が過ぎれば感染しないかどうかは、患者によってまちまちである。医療機関では、こうした患者と職員の間での感染が繰り返され、医療体制が保てない状況になっている。職員については、繰り返しのPCR検査の無料化を県が支援し、早期発見できて大変助かっていることから、支援制度を継続すること。入院患者の場合は、報酬上認められている無料PCR検査は1回だけであるが、コロナ発見には繰り返しの検査が必要なため、病院が身銭を切って検査を行っている現状がある。患者が入院する際、繰り返し無料PCR検査が実施できるよう、報酬上の位置づけの見直しを国に求めるとともに、県が支援すること。</p>	<p>医療機関等が自主的に行うPCR検査費用に対する支援については、令和5年度当初予算案において、継続を検討している。なお、政府において、5月8日から感染症法の位置付けを5類へ移行する方針が示されたが、「位置付けの変更前に改めて、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施する」とされており、医療提供体制、ワクチン接種など、今後の政府の方針や感染状況を見定め、機動的に対応する。</p> <p>なお、診療報酬上、コロナが疑われる者に対し、診断の確定までの間に1回（検査の結果が陰性であってもコロナ以外の診断がつかない場合にはさらに1回）に限り算定できるとされているが、診療報酬の要件等については、国において十分検討された上で措置されていることから、国に見直しを求めることは考えていない。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症総合対策強化事業 10,150,000千円</p>
<p>2. 福祉・子育て・教育・くらし ①保育園の中途入所に対応できるよう、公立・私立園共に、年度当初から保育士を配置できるよう、県として対策・財政支援すること。</p>	<p>私立の保育施設等に対しては、年度途中の乳児の入所に対応するために必要となる保育士配置に係る経費について市町村を通じて支援しているところであり、令和5年度からは補助対象期間をこれまで年度当初から3か月を限度としていたものを6か月に拡充することを検討している。なお、公立施設については、地方交付税で運営費が措置されており、保育士配置については各市町村の状況に応じて対応していることから、県として財政支援することは考えていない。</p> <p>・保育サービス多様化促進事業（乳児保育事業） 15,654千円</p>
<p>②加齢性難聴者の補聴器購入に、県が助成すること。</p>	<p>現在、県内市町村で身体障がい者手帳の対象とならない高齢者の補聴器購入に対する助成制度を創設しているのは3市町村であり、助成額は対象経費の1/2で、上限30,000円とされており、市町村の補助件数も0～10数件に留まっている。</p> <p>国において高齢者の補聴器の利用による認知機能への影響を検証する研究が進められているところであり、その結果や、他県、市町村の動向を見て検討していくこととしている。</p>
<p>③中・軽度障がい者も特別医療費助成制度の対象とすること。</p>	<p>障害者総合支援法等において、地域の障がい者に対する障がい福祉の実施主体は市町村にあるが、いわゆる重度障がい者については、医療機関にかかる頻度が多いことなどから重点的に支援する必要があると、県と市町村が協働して支援を行っている。</p> <p>いわゆる中・軽度の障がい者については、各自立支援医療制度や市町村において独自に実施している医療費助成制度もあることから、県の特別医療費助成制度の対象を広げるとは考えていないが、制度の在り方について引き続き検討していく。</p>
<p>④電気代高騰に伴って上下水道料金が負担増にならないよう、県が補助すること。</p>	<p>地方公営企業法が適用される上下水道事業では、必要経費を料金収入で賄う独立採算制が原則であること、また上下水道事業への財政支援については、事業主体である市町村が議会に諮って決定すべきものであることから、県としては、電気代高騰に伴う財政支援は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤ 中海の森山堤防が一部開削されて12年経過した。開削以外の浅場の造成や覆砂、陸水からの流入負荷削減等、実施されているが、依然環境基準値は未達成である。2021年11月中海に住民団体、研究者と県の懇談の際、研究者の助言に、県のくらしの安心局長から、「硫化水素や貧酸素水塊の解明がいるのではないか」との発言もあった。解明のための手立てをとること。また、中海環境修復について、これまで実施した対策と評価について「報告学習会」を県の責任で実施すること。</p>	<p>令和3年11月の懇談の際は、水質の解明ではなく、漁獲量との関係性について研究を行いたいと説明したものであり、現在、専門家の意見聴取や他県事例の状況確認を行っており、引き続き、これらの取組を進め、知見を集めていきたい。</p> <p>令和5年度に中海に係る湖沼水質保全計画（第7期）が終了するため、これまでの取組を評価する上では地域住民や関係者にも意見を伺いたいと考えており、御要望があれば、個別に対応を検討させていただきたい。</p>
<p>3. 交通・県土保全・防災・農業</p> <p>① 高齢者の免許返納後の移動手段を確保するために、市町村の支援が期限付きではなく、永続されるよう、県が補助すること。</p>	<p>県では、免許返納者への直接的な支援ではなく、免許返納者を含む高齢者など誰でも移動できる環境の整備が必要であると考えており、地域交通体系鳥取モデル構築事業（新たな地域交通体系構築支援補助金）において、市町村が地域の実情に応じてバス・タクシー・共助交通を組み合わせて移動手段を確保する取組の支援を行っている。この制度の中で、市町村が行う乗用タクシー助成や市町村のバス運行等の地域の移動手段を確保できるよう支援しており、令和5年度当初予算案においても同事業の実施を検討している。</p> <p>・地域交通体系鳥取モデル構築事業 301,370千円</p>
<p>② 県道の草刈り作業を怠らず、安全と景観確保のため維持管理を徹底すること</p>	<p>繁茂期に合わせて年1回除草を行っている。なお、観光地周辺などの特に景観に配慮する箇所については、年2回実施している。</p>
<p>③ 防災と環境保全のため、県管理河川敷の立木を伐採すること。</p>	<p>激甚化・頻発化する水害等に備えるため、「緊急浚渫推進事業債」等を積極的に活用して、河川の樹木伐採等を計画的に推進していく。</p>
<p>④ 鳥取県連携備蓄で備える品目については、県が市町村に財政支援すること。</p>	<p>県と市町村では分担して備蓄を進めており（連携備蓄）、市町村が分担している備蓄については、鳥取県防災・危機管理対策交付金の対象とするなど、必要な支援を行っている。</p>
<p>⑤ 新規就農者支援事業は、月10万円を5年間の支援制度とすること。</p>	<p>本県では、新規就農者の経営安定のため、基盤整備支援と合わせて応援金の交付を行っている。就農応援交付金は、目標農業所得との乖離が大きい就農初期に手厚く交付しているものであり、交付期間の延長は考えていない。</p>
<p>《新日本婦人の会鳥取県本部関連》</p> <p>① 県独自に30人学級を実施し、高校まで拡大すること。</p>	<p>子どもたち一人一人に応じたきめ細かな指導の充実による学習意欲の向上、学校生活や人間関係への円滑な適応等を図るため、市町村の協力のもと国に先行して実施してきた少人数学級について、令和4年度から年次進行で小学校全学年への30人学級を導入し、本県の将来を担う子どもたちのため「子育て環境日本一」の実現を目指して取組を進めていくこととしている。</p> <p>なお、県立高等学校においては、専門学科を中心に1学級の生徒数を38人としており、30人以下学級は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
②教職員定数を増やし、正規化を進めること。	<p>学校教育をめぐるニーズ・課題が複雑化・多様化する中、学校現場の働き方改革の推進により教職員一人一人が児童生徒の指導に専念できる環境を整えることができるよう、教職員定数の改善等について、国に対して令和4年7月に要望を行ったところであり、今後も必要な要望を行っていく予定である。</p> <p>なお、今後の必要教員数の変動及び年度中途の学級数の変動等への対応など、学校現場の影響等を踏まえ、一定数の定数内講師の配置は、定数管理上必要と考えている。</p>
③全ての小中高、高等専門学校のトイレに生理用品を無償配備すること。	<p>県立学校では、ほとんどの学校で保健室に生理用品を備え、必要な生徒からの申し出に応じて配付する形で対応しており、生徒が保健室に相談に来ることをきっかけに、養護教諭等が本人や家庭の状況を聞き取り、場合によっては福祉分野など外部の関係機関につなげていくことで、背後にある課題の根本的な解決を図るように努めていることから、一律に学校内の女子トイレ等に生理用品を配備することは考えていない。</p>
④ADHD（注意欠陥・多動性障害）や、LD（学習障害）へのきめ細やかな対応のための教職員配置と、保護者が無料で利用できる医療・相談窓口を設置すること。	<p>本県の特別支援学級は国基準より手厚い本県独自の学級編制基準（国8人／学級→本県7人／学級）を実施しており、また、特別支援学級で学ぶ小学生3人に対して1人、中学生4人に対して1人の指導が可能となるよう非常勤講師を配置し、児童生徒の学習の充実を図っているところであり、更なる学級編制基準の引き下げについては考えていない。</p>
⑤スクールカウンセラーの増員・全校配置など、不登校や悩みを抱える児童・生徒へのきめ細かな対応ができるようにすること。	<p>スクールカウンセラーを全公立中学校に配置し、校区内の小学校の相談にもあたっており、全ての学校の相談に対応できる体制を整えている。また、県立学校においても全校に配置している。児童生徒の悩みや困り感の軽減・解消がより一層進むよう、カウンセリングや心理教育等の専門性を高める研修の推進、スクールカウンセラーを活用した児童生徒の悩みに寄り添う教育相談体制の充実を図っていく。</p>
⑥防災拠点となる学校の体育館の洋式トイレ化、バリアフリー化、エアコン設置を進めること。	<p>洋式トイレ化については、県立高等学校では平成30年度から教室のある棟を中心に計画的に整備を進めており、県立特別支援学校では令和2年度から整備を実施している。</p> <p>バリアフリー化についても、各種改修と併せて順次進めており、全ての県立特別支援学校において体育館入り口にスロープを整備済である。</p> <p>体育館のエアコンについて、県立高等学校では未整備であるが、校舎等の老朽化改修整備や、授業で日常的に使用する理科教室などの特別教室への空調設置を優先するため、当面整備予定はない。県立特別支援学校では、ほぼ全ての学校で整備済である。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑦学校給食費に補助すること。地場農畜産物の再生産のために、学校の地元産品への補填を県として行うこと。また、酪農危機救済のため、牛乳の販促に資するよう、子育て家庭に無料チケットを配ること。</p>	<p>学校給食での県産食材利用について県が直接補填をすることは考えていないが、配合飼料価格の高止まりで依然として畜産農家の経営が圧迫されていることから、令和4年度補正予算で実施した畜産経営緊急救済事業を令和5年度当初予算案でも検討している。</p> <p>また、畜酪産品の販売促進に向けては、引き続き食のみやこ鳥取県ブランド団体交付金の活用による販促等消費拡大事業への支援等を通じて、生産者や県内小売店等と連携しながら消費拡大を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産経営緊急救済事業（酪農経営支援） 170,794千円 ・食のみやこ鳥取県推進事業（おいしい鳥取PR推進事業）（食のみやこ鳥取県ブランド団体支援交付金） 22,000千円 ・もっと「食のみやこ鳥取県」地産地消推進事業 26,386千円 ・食のみやこ鳥取県推進事業(地産地消普及・情報発信事業) 11,095千円
<p>⑧高校生のタブレット購入費を全員無料にすること。</p>	<p>県立高校生のパソコン購入については、今後の更新費用や他県の対応状況等も踏まえ、生徒や保護者、中学校等にも丁寧に説明を行った上で、入学者にパソコンを自費購入していただいております。低所得世帯には県の無償貸与を行っている。</p>
<p>⑨公的施設（公民館も含む）のWi-Fi環境を早急に整備すること。</p>	<p>公的施設へのWi-Fi環境整備については、施設管理者が主となって施設の特性等を考慮して検討されるものであり、県として一律に整備することは考えていない。</p>
<p>⑩困窮するひとり親家庭に対し、住宅補助制度や大学・専門学校に進学する際の支度金等、県独自の支援制度をつくること。</p>	<p>困窮するひとり親家庭への支援は、国、県、市町村及び関係団体の制度があり、新たな県独自の支援制度の創設は考えていない。</p>
<p>⑪こどもの医療費窓口負担の530円（入院は1,200円）を引き下げ、無料化すること。</p>	<p>小児特別医療費助成は、子育てを所管する市町村との協働事業であることから、今後、市町村と十分協議する。</p>
<p>⑫八街市の交通事故を受けて、通学路の危険箇所の総出しと改修工事が前向きに取り組まれているようだが、鳥取県でも、危険箇所がある場合は早急に工事をする事。</p>	<p>通学路の危険箇所の対策について、点検翌年度に事業着手することとしており、設計・用地買収等が整い次第、速やかに対策工事に着手している。</p>
<p>⑬白線や、路面の道路標識が消えかかっているところがたくさんあるため、改善すること。</p>	<p>順次補修を行っている。</p>
<p>⑭島根原発2号機の再稼働に反対すること。</p>	<p>島根原発2号機の新規制基準に係る安全対策について、安全を第一義として、条件付きで了解したが、工事計画認可等の審査、県民への説明等の7つの条件の対応状況を確認しながら、必要に応じて中国電力に意見を提出し、対応を求めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等						
<p>《鳥取県民主商工会連合会関連》</p> <p>①コロナ禍において、小規模事業者特有の困難と要求があることが浮き彫りになっている。県産業振興条例を踏まえつつ、小規模事業者に焦点を絞った条例の制定が必要であり、「小規模企業振興基本条例」を制定すること。</p>	<p>本県は、平成23年の県議会において「鳥取県産業振興条例」を制定している。</p> <p>本条例は、本県事業者の8割以上が小規模事業者であり、従業者数も約半数が小規模事業者の下で従事するなど、小規模事業者が県内経済において大きな役割を果たしている状況を踏まえた上で、企業規模や産業分野に応じた細分化はせず、県内産業全体の育成・振興を目標とするといった議論を経て制定されたものである。</p> <p>この条例の考え方に基づき、事業者支援策のほとんどを、少額からの利用も可能とするなど小規模事業者が活用しやすい制度としているほか、県内事業者への受発注を最大限推進することを通じて小規模事業者の事業継続と発展に取り組んでいる。コロナ禍における支援策の多くも小規模事業者に焦点を絞って実施してきたところであり、今後もこの方向性に即して、小規模事業者に寄り添った支援に取り組んでいく。</p>						
<p>②様々な事業者支援制度が実施されているが、小規模事業者は直接支援を切実に求めている。物価高騰対策として、境港市は市内の事業者に対し「応援金」の給付を決定している。県としてもコロナ禍・物価高騰に対応した直接給付制度を創設すること。</p>	<p>これまでに県が実施した給付金は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための営業時間短縮や行動制限等への協力要請に伴う売上減少等に対して一定額を支給する緊急措置であったが、現在は感染防御と経済活動の両立を進める段階にあり、新たな給付金を創設することは考えていない。</p> <p>物価高騰対策については、現在国において、直接的な価格抑制策として、令和4年度第2次補正予算により、ガソリンなど価格急騰の抑制を図る「燃料油価格激変緩和対策事業」の継続や、電気・都市ガス料金の負担軽減を図る「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による負担軽減が行われている。</p> <p>県においては、事業者の需要獲得策として、観光誘客に向けた機動的な支援やプレミアム付きお食事クーポン券の発行支援、また経営支援策として、省エネや需要確保などの新型コロナや物価高騰を乗り越える前向きな取組への支援等を令和5年度当初予算において検討しているほか、無料で活用できる「物価高騰対策・専門家サポート窓口」を開設し、長期化する物価高騰を乗り越えていけるよう、各事業者の状況を踏まえたアドバイス等を提供できる体制も整えている。</p> <p>なお、県の物価高騰対策に係る補助金は県内市町村で独自に実施される応援金等との併用が可能である。国・県・市町村の各負担軽減策を組み合わせ、重層的に支援を行っていく。</p> <table border="0" data-bbox="1041 1141 2112 1240"> <tr> <td>・蟹取県ウェルカニキャンペーン事業</td> <td style="text-align: right;">1,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>・新型コロナ安心対策認証店特別応援事業（第4弾）</td> <td style="text-align: right;">115,000千円</td> </tr> <tr> <td>・コロナ禍・物価高騰に立ち向かう事業者支援事業</td> <td style="text-align: right;">500,000千円</td> </tr> </table>	・蟹取県ウェルカニキャンペーン事業	1,000,000千円	・新型コロナ安心対策認証店特別応援事業（第4弾）	115,000千円	・コロナ禍・物価高騰に立ち向かう事業者支援事業	500,000千円
・蟹取県ウェルカニキャンペーン事業	1,000,000千円						
・新型コロナ安心対策認証店特別応援事業（第4弾）	115,000千円						
・コロナ禍・物価高騰に立ち向かう事業者支援事業	500,000千円						

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③住宅リフォーム助成制度・商店リニューアル助成制度は、コロナ対応の経済対策としても有効な施策であり、鳥取市では制度を復活して、経済対策・中小業者支援として打ち出している。鳥取県でも市町村とも共同し、脱炭素・木材利用等の政策目的にとられない制度を創設すること。</p>	<p>住宅の改修等に対する助成については、政策テーマを持って行うべきと考えており、これまで「とっとり住まいる支援事業」において県産材を活用した住宅リフォームに対する助成を行っている。</p> <p>令和4年7月からは新たに省エネ改修に対する助成として「とっとり健康省エネ住宅改修支援事業」を創設し、さらに、広くリフォームに活用していただけるようにしており、今後も県としては市町村や事業者などの意見を伺いながら、支援制度について検討していく。</p> <p>なお、地元商業の活性化を目的とした商店リニューアル助成事業は、来街者ニーズ等を踏まえて市町村がまちづくり方針等に沿って実施すべきものであり、既に県では市町村と協調した商店街の環境整備等への支援、省エネ投資や設備投資等に対する支援制度を設け事業者を活用いただいております、単なる商店リニューアル助成制度の創設は考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とっとり住まいる支援事業 150,453千円 (うち改修助成10,454千円) ・とっとり健康省エネ住宅普及促進事業 369,412千円 (うち改修助成70,000千円)
<p>④長引くコロナ禍と物価高騰で、コロナ対策融資を受けた方たちの経営状況が悪化している。当初の条件通りでの返済が困難な方の負担軽減のため、借換、追加資金、据置延長、利子補給等、追加の負担軽減制度をつくること。</p>	<p>コロナ融資を条件通りに返済することが困難な事業者について、金融機関、保証協会に対して新規融資や返済繰延べ等の柔軟な対応の継続を要請するとともに、返済負担を軽減した期日一括返済型資金をはじめ低利低保証料率の資金により資金調達の円滑化を図っているところであり、令和5年度当初予算においても継続することを検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍を乗り越える企業自立サポート事業（制度金融費） 386,051千円 ・新型コロナウイルス克服特別金融支援事業 3,633,789千円
<p>⑤コロナ禍に起因する消費不況や物価高騰対策として消費税減税ほど効果が高い政策はない。世界では98の国と地域が消費税（付加価値税）の減税を行っている。地域経済に大きな影響を及ぼすインボイス制度は、複数税率下の適正な申告納税を担保するためとの理由から導入されたが、税率を5%に引き下げ、単一税率に戻せば、インボイス制度の導入もなくせる。消費税減税を実施した場合、地方消費税の税収も減少するが、コロナ禍・物価高騰対策として消費税減税を行うのであれば、地方消費税の減収分は地方交付税の上乗せで対処できる。県や知事会として、消費税を5%に戻し、インボイス制度を導入しないよう、国に求めること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引下げを求めることは考えていない。将来的にも社会保障の財源自体は確保しておくべきであり、物価高騰等に対するきめ細かな生活者支援や事業者支援に対しては、減税によるのではなく、国や県において経済対策を講じているところである。</p> <p>複数税率制度下における適正な税務経理や申告に不可欠なインボイス制度についても、制度の廃止を求める考えはない。本県では、円滑な制度移行に向けて、中小企業者等に混乱が生じないよう実情を踏まえた対策をとるよう国に要望してきたところであり、令和5年度税制改正大綱において中小企業者等の納税負担や事務負担の軽減を図ることが示された。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑥税・料の徴収にあたっては、地方税法の他、国税徴収法、税務運営方針、鳥取県滞納整理マニュアル等に則り、納税者の事情に即した対応をすること。	従前から本県では、地方税法等の関係法令や滞納整理マニュアル等に基づき、面談等により滞納者の実情を十分に聴取し、滞納者の実態を把握した上で、その実態に応じた個々の滞納者に寄り添った滞納整理を適切に行うよう努めている。 今後とも、納期内納税者との公平性を損なうことなく、真に生活に困窮している滞納者の実態把握に努め、納税緩和措置（分割納付、納税猶予、執行停止等）を含めた滞納整理を厳正に行っていく。
⑦コロナの影響による納税猶予の期限が切れ、猶予分の納税が始まっている。また、各種給付金が収入認定されるために所得が発生し、当年度の納税を強いられる場合がある。個々の事情に即し、納税緩和制度を活用すること。	新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例の猶予期間は終了しているが、猶予期間経過後も納税が困難な場合には、納税者の個々の実情に応じ、現行の猶予制度の判断を行っていくこととしている。
⑧2019年9月、北栄町議会において、所得税法56条の廃止を求める請願が採択され、国に意見書が提出された。その他、県内では、倉吉市、琴浦町、日吉津村の各議会が同様の意見書を国に提出している。家族従業者の正当な働き分を認めず、封建的な「家制度」の名残である所得税法第56条の廃止を国に求めること。	家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えており、引き続き政府・与党税制調査会等の動向を注視していくこととしている。
⑨国保料（税）は、前年の総所得金額等から各種所得控除を行わず、基礎控除等のみを行う旧但し書き方式で決まるため、世帯の所得実態とかけ離れたものとなっている。国庫負担の増額を求め、県と市町村で一般会計から繰り入れを行うなどして保険料（税）を引き下げること。当面、18歳以下は均等割の人数に数えない、自宅や工場などの生活基盤となる資産は資産割の対象から外すなど、世帯の所得水準に見合った計算方法を採用すること。	国庫負担の増額については、地方の負担が生じることのないよう対策を講じることについて、国に対して引き続き要望していく。 なお、保険料の引き下げを目的とした一般会計からの繰入金は、国の基準によると、保険者が解消・削減すべき赤字とされており、一般会計からの繰入は適当でないと考えられる。 また、保険料（税）の賦課は市町村の権限であり、各市町村が被保険者の所得や財政の状況を鑑み、総合的に判断されるものとする。
⑩国保料（税）や一部負担金の減免は、特別事情や所得減少（前年比で1/2）要件があり、必要な人が利用できない実態がある。保険料（税）の減免になった方でも、減免額が「所得割の4～8割」などとなっており、払えない実態がある。高額医療費の自己負担額については、前年所得が参照されるため、高額となる事例がある。減免が適用された時点での所得が反映されるよう、保険料（税）及び一部負担金の減免制度は、生活保護水準の1.3倍など実効性のある基準にすること。自治体や病院の窓口に、「減免制度紹介パンフレット」を置くなどして周知すること。	国民健康保険料（税）や一部負担金の減免は、特別な理由により生活が著しく困難になった場合に適用されるものであり、保険者である市町村が適切に運用されるものとする。 また、減免制度は市町村ごとに定めており、減免制度の周知について引き続き各市町村に呼びかけていく。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑪新型コロナの影響による国保料（税）の減免は、多くの方に利用されているが、制度の構造に大きな矛盾を抱えている。所得が0円または赤字の場合であっても保険料（税）が発生するにもかかわらず、減免制度から外されている。主たる生計維持者以外の被保険者に所得がある場合、その割合に応じて減免割合が減少してしまうなど、保険料（税）の逆転現象の原因となっている。また、収入の減少を比較する年が前年となっており、コロナの影響ですでに減収となった年と比較しなければならず、要件を満たすことが困難になっている。比較する年は、コロナの影響を受ける以前の年にすること。これらの問題は、制度の構造上の矛盾であり、国に改善を求め、県の独自財源でも矛盾の解消を図ること。</p>	<p>所得が0円又は赤字の場合は、法定の保険料軽減が適用され、新型コロナの影響による減免の対象とならないが、法定軽減後の保険料の減免を行うことは可能であり、逆転現象が生じることへの対応については、減免について権限を有する市町村が必要性を判断するものと考えている。</p> <p>また、国民健康保険の保険料（税）は、前年所得に応じて賦課されており、前年所得の比較により減免の可否を判断することには合理性があると考えており、国への改善要望や県の独自財源での対応は考えていない。</p>
<p>⑫現在、国保の傷病手当等は被用者のみが対象となっている。しかし、国保に加入する方々は被用者以外の方が多く存在している。新型コロナに感染すれば、年金生活者等、収入の減少が見込まれない場合でも、入院費用や療養費用などの費用負担が発生する。これらの方々が、収入の減少や費用負担の心配から、検査や診療を受けないような事態が起きれば、市中感染を広げる要因にもなり、国民一丸となって行っているコロナ対策が水泡に帰すことになりかねない。誰でも安心して検査・診療・治療が受けられる体制となるよう、国保の傷病手当制度について、個人事業主（フリーランスを含む）、年金生活者等も対象とすること。</p>	<p>国民健康保険の傷病手当金の対象者の拡充については、各市町村がそれぞれの事情に応じ、それぞれの判断で実施されるものとする。</p> <p>なお、御指摘の新型コロナウイルス感染症に係る入院費用等の治療費は、現在全て公費により負担されており、各個人の負担は原則発生しない。</p>
<p>⑬税・社会保障、災害対策に関する県が所管する事務につき、住民が行う申請などの手続きの際、個人番号（マイナンバー）の提示・提出がなくても受け付けるようにすること。番号の提示・提出が強制と受け取られるような対応はしないこと。紙の保険証を廃止し、マイナンバーカードに統合することは、マイナンバーカードの取得を実質的に強制するものであり、国に反対意見をあげること。</p>	<p>マイナンバーの提示、記載がない場合でも申請書等の受付を一律に拒否することは現時点で考えていない。</p> <p>また、法律・規則等により、申請書等にマイナンバーを記載することが必要とされている場合も、丁寧な説明を行っていく。</p> <p>健康保険証とマイナンバーカードの一体化（健康保険証の廃止）については、オンライン資格確認システム等を通じた医療情報の利活用の恩恵を享受する体制を構築するため、国において検討されているものであり、国に反対意見をあげることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《鳥取県労働組合総連合》</p> <p>①最低賃金は、東京、神奈川、大阪は時給1,000円を超えているが、鳥取県の最低賃金は時給854円であり、都市との格差があり、生活するのに十分な単価とは言えない。全国一律最低賃金時給1,500円の実現で、最低賃金の地域間格差を是正するよう国に求めること。また現在の最低賃金は、昨年8月に審議されたものであり、現状の物価高騰を十分に反映したものではない。最賃審議会の再審議を求め、実際の物価上昇に見合った最低賃金となるよう働きかけること。</p>	<p>最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項であるため、その動向を注視していく。</p>
<p>②最低賃金引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備するよう国に求めること。</p>	<p>賃金引き上げに関する支援としては、国の業務改善助成金が活用できるほか、県においても、賃金アップのため行う中小企業の生産性向上や業務改善につながる設備投資等の前向きな取組を支援する制度を令和4年9月・12月補正予算で事業化している。原材料費等の価格への適正な反映については、価格転嫁の円滑化等による取引適正化等を進め、企業の賃上げにつながる環境整備の推進を図るよう、全国知事会を通じて国に求めてきた結果、国は価格転嫁の円滑化を大きな政策課題と位置づけ、「パートナーシップ構築宣言」の推進や、価格交渉等の実施状況を調査する「下請けGメン」の増員による指導・助言の強化などに取り組んでいる。県においても、こうした国の動きを踏まえ、県内事業者に対し、パートナーシップ構築宣言への参加等を促すこととしており、今後の状況を踏まえ、全国知事会等を通じて、国に対して引き続き必要な対応を求めていく。</p>
<p>③鳥取県として、最低賃金引き上げのため、生産性向上の取り組みなどを条件としない、中小事業者への直接支援、社会保険料支援を行うこと。</p>	<p>賃金アップのため行う中小企業の生産性向上や業務改善につながる設備投資等の前向きな取組を支援する制度を令和4年9月・12月補正予算で事業化しており、中小企業への直接支援や社会保険料支援は考えていない。</p>